

## 新型コロナウイルスに便乗した 詐欺や悪質商法に注意！

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が寄せられています。

事例のような勧誘を受けても、少しでも怪しいと思ったら、その場で契約を決めず、キッパリ断り、決してお金を支払ったりしないようにしましょう。

### 【事例1】50歳代 女性

「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクを無料送付する。確認をお願いします。」とのメッセージがスマートフォンに届いた。「URLで確認するように」とあるが、怪しいのではないか。

### 【事例2】80歳代 男性

突然自宅を訪問してきた業者から、「新型コロナウイルスの影響で、中国の経済がガタガタになっている。金の相場が上がることは間違いない。今申し込めば、高騰する前の金額で金を買う枠が当たるかもしれない」と勧誘された。業者の話は事実か。

### 【ひとこと助言】

●マスクの入手が困難な状況に便乗し、「マスクを無料で送付する」などと消費者の関心を惹き、メッセージ内のURLをクリックさせる相談が寄せられています。

URLにアクセスすると、フィッシングサイトに誘導され、スマートフォンに不正なアプリがインストールされたり、個人情報を取得されたりする可能性があります。

マスクについては、3月15日から国民生活安定緊急措置法により、転売が禁止され、違反した場合は1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が課されます。

●その他「肺をきれいにする効果がある健康食品を電話で勧められた」「下水道にコロナウイルスが付いていると排水管の洗浄を勧められ、10万円を請求された」などの相談もあり、今後新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。

●契約しても、クーリング・オフなど契約の取り消しができる場合がありますので、不安に思った場合やトラブルになった場合には、士別地区広域消費生活センター（23-3820）にご相談ください。

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

